

第二段階施行に必要な政省令事項について

目次

※下線部が今回審議事項

1. 土壌汚染の調査・区域指定

(1) 有害物質使用特定施設における土壌汚染状況調査

① 一時的免除中や施設操業中の事業場における土地の形質の変更や搬出の規制

② 地下浸透防止措置が行われている施設廃止後の調査

(2) 一定規模以上の土地の形質の変更の際の土壌汚染状況調査

② 法第4条の届出対象範囲と調査対象となる深度の適正化

(4) 臨海部の工業専用地域の特例

(5) 昭和52年3月15日より前に埋め立てられた埋立地の取扱い

2. 要措置区域等における対策及び汚染土壌処理施設における処理

(1) 要措置区域等における対策及び汚染土壌処理施設における処理

① 汚染除去等計画及び完了報告の届出並びに都道府県等による確認

② 台帳の記載事項の取扱い

(2) 要措置区域における土地の形質の変更の施行方法及び搬出時の認定調査等

① 要措置区域等における土地の形質の変更の施行方法

② 一の土壌汚染状況調査結果に基づき区域指定された要措置区域等における飛び地間の土壌の移動の取扱い

③ 認定調査の合理化

(3) 自然由来・埋立柱材由来基準不適合土壌の取扱い

3. その他

(1) 指定調査機関の技術的能力等

4. その他（第一次答申中に記載のない事項）

1. (1)② 地下浸透防止措置が行われている施設廃止後の調査

1. 制度の背景・必要性(今後の土壤汚染対策の在り方について(第1次答申))

<必要性>

- 平成24年の改正水濁法の施行以降に新設された施設では、改正水濁法に対応した地下浸透防止措置(構造基準の遵守、定期点検の実施等)がなされており、廃止等を契機とした調査において、土壤汚染が確認された事例はない。

<方向性>

- 有害物質使用特定施設は、平成24年の改正水濁法に対応した地下浸透防止措置が講じられた場合であっても引き続き調査対象とするが、地下浸透防止措置が確実に講じられていることが地歴調査により確認された土地においては、地下浸透防止措置が講じられた後に限って当該施設で使用されていた物質について、土壤汚染のおそれ認められないものとして扱うべきである。
- 一方で、地下浸透防止措置のうち構造基準は満たしているものの適切に機能していなかったことや、地下浸透防止措置実施前や地下浸透防止措置範囲外の土地について有害物質の漏えい等の可能性があることが地歴調査により判明した場合は、当該土地における汚染拡散等による汚染状態の把握のため、試料採取等を行うべきである。

2. 新制度の仕組みと新たに定めるべき事項

<試料採取地点の選定を行うための汚染のおそれの区分における「地下浸透防止措置が確実に講じられている」場合の取扱い(案)>

- 地歴調査により把握した情報に基づく汚染のおそれ区分において、改正水質汚濁防止法施行日(平成24年6月1日)以降に新設された有害物質使用特定施設が改正水質汚濁防止法第12条の4に定める構造基準等に適合し、また同法第14条第5項の規定による点検が適切に行われ、有害物質を含む水が地下に浸透したおそれがないことが確認*できた場合、当該地下浸透防止措置の施された範囲は、汚染のおそれがない土地として扱う。

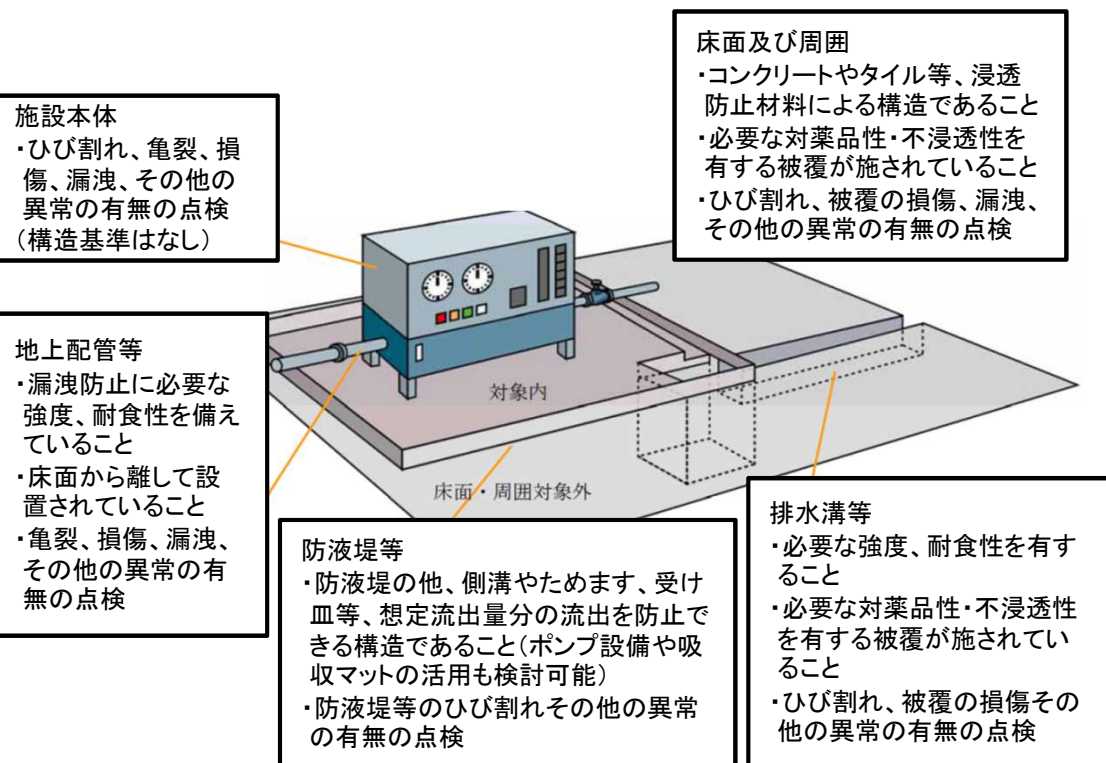
*地歴調査において有害物質使用特定施設の点検結果から有害物質の漏えい等の可能性があることが判明した場合や、改正水濁法施行前(施設の新設前を含む。)における特定有害物質の使用等の履歴が確認された場合は、おそれが比較的多い土地に分類する。

※今般、おそれ区分の際に地下浸透防止措置を考慮することに伴い、法第4条第3項の調査命令要件を整理し、調査命令要件から地下浸透防止構造を持つ施設を除外する規定を削除する。

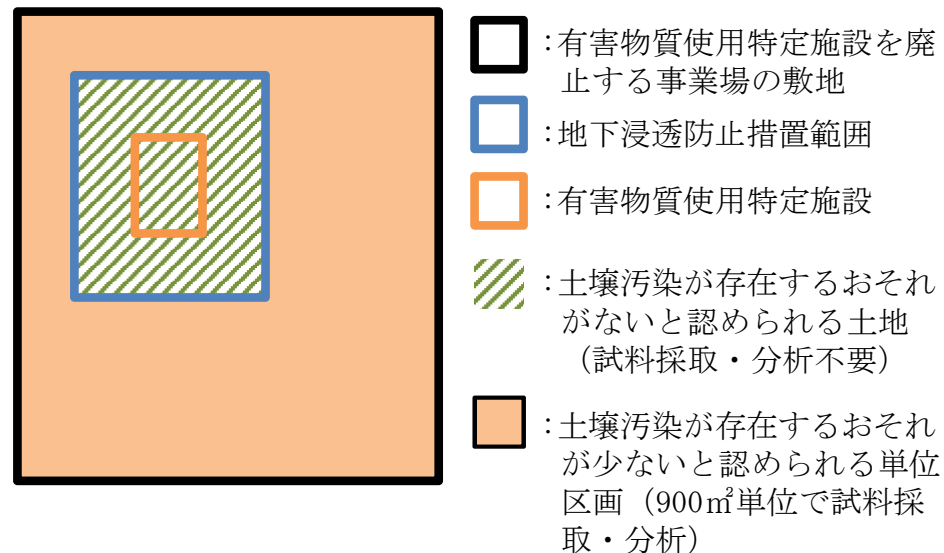
<現行制度における試料採取地点の選定を行うための汚染のおそれ区分の取扱い(施行規則第3条第6項)>

- 地歴調査により把握した情報により、調査対象地を汚染のおそれがあると認められる特定有害物質の種類ごとに次に掲げる区分に分類する。
 1. 有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場において事業の用に供されていない旨の情報その他の情報により、汚染土壌が存在するおそれがないと認められる土地 (試料採取は不要)
 2. 有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場において特定有害物質の製造、使用又は処理に係る事業の用に供されていない旨の情報その他の情報により、基準不適合土壌が存在するおそれが少ないと認められる土地 (900m²単位で試料採取)
 3. 上記1. 2. に該当する土地以外の土地 (汚染のおそれが比較的多い土地) (100m²単位で試料採取)
- 同一の特定有害物質について複数の使用履歴が存在し、それぞれの使用履歴について別の汚染のおそれ区分に分類される場合、当該物質の汚染のおそれ区分については、汚染のおそれがより多い側の汚染のおそれ区分に分類される。

<水質汚濁防止法の構造基準及び定期点検の方法の一例>



<新制度における地下浸透防止措置がされた土地での汚染のおそれの区分のイメージ(新制度)>



1. (4) 臨海部の工業専用地域の特例

1. 制度の背景・必要性(今後の土壤汚染対策の在り方について(第1次答申))

<必要性>

- 都市計画法で規定される工業専用地域では、工場が立地していることから土壤汚染の可能性はあるものの、臨海部にあつては一般の居住者による地下水の飲用及び土壤の直接摂取による健康リスクが低いと考えられる。
- 産業活性化及び土地の有効活用のためにも、臨海部の工業専用地域における土地の形質の変更について、人の健康へのリスクに応じた規制とする必要がある。
- 規制改革実施計画においても、「工業専用地域の土地の形質変更に係る規制の在り方につき、事業者等の意見を踏まえつつ、人の健康へのリスクに応じた必要最小限の規制とする観点から検討し、結論を得る。」とされている。

<方向性>

○臨海部の工業専用地域については、一定の要件の下で以下のような特例を設けるべきである。

ア 特例区域の指定の要件と確認方法

臨海部の工業専用地域にあつて、人への特定有害物質の摂取経路がない土地であり、専ら水面埋立てに用いられた土砂由来又は自然由来による所与の基準不適合土壤が広がっており、かつ、特定有害物質による人為由来の汚染のおそれが少ないまたはおそれがない土地については、特例を設けることとし、土地所有者等の申請により新たな区域(以下「新区域」という。)への指定を可能とすべきである。

ただし、人為由来汚染の位置が特定されている土地は新区域に含めない。また、新区域として指定後に人為由来汚染が特定された場合については、当該箇所を新区域から除外する。

イ 対象地が既存の区域に指定されている場合の取扱い

既存の区域のうち、埋立地特例区域、自然由来特例区域及び一定の条件を満たす埋立地管理区域については、新区域への申請を可能とする。

ウ 新区域に係る規制と自主管理のイメージ

新区域については、土地の形質の変更及び土壤の移動に関する記録や新区域内の土地に応じた土地の形質の変更の施行方法の適用の考え方などの自主管理の方法をあらかじめ都道府県等と合意して実施する代わりに、都度の事前届出(法第4条、第12条)を不要とし、土壤汚染の状況を適切に管理する上で最低限必要な情報を年1回程度の頻度でまとめて事後的に届出を行うこととする。一方で、汚染土壤の区域外への搬出の規制、土地の形質の変更の施行方法の基準の遵守を求める。

2. 新制度の仕組みと新たに定めるべき事項

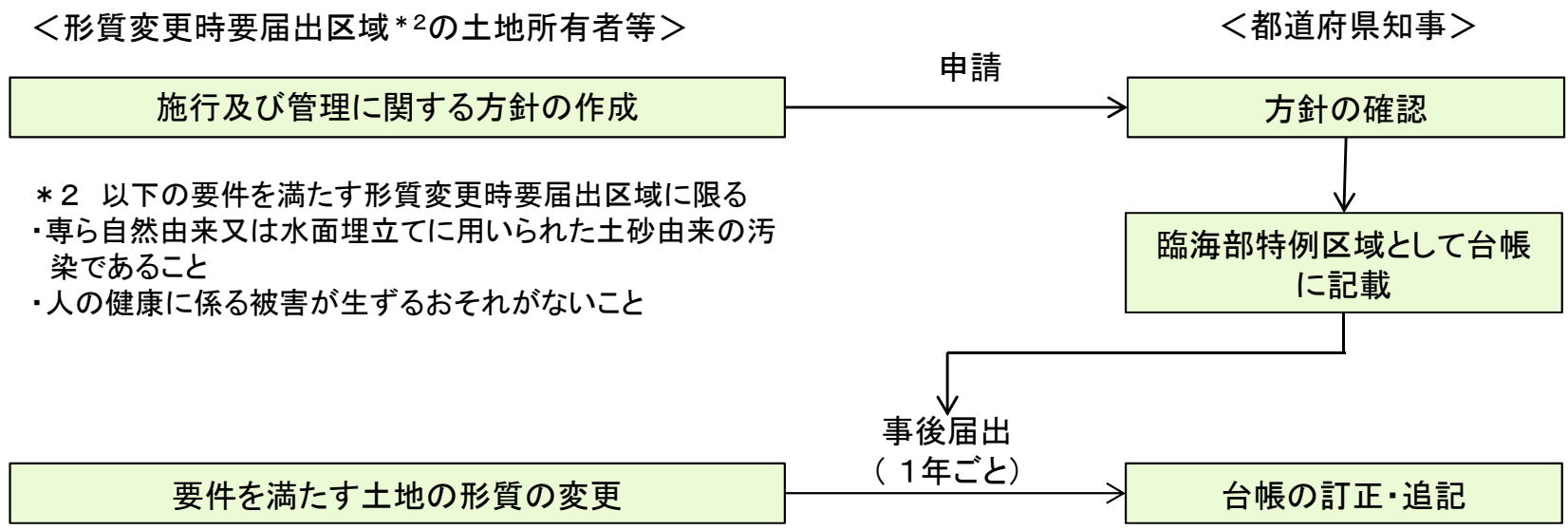
	改正法の内容	新たに定めるべき事項
形質変更時要届出区域内における土地の形質変更の事前届出の例外	<p>・<u>土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針</u>(環境省令で定めるところにより、環境省令で定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたものに限る。)に基づく<u>次のいずれにも該当する土地の形質の変更を、形質変更時要届出区域内における事前届出の例外とする</u>(法第12条第1項)。</p> <p>土地の要件</p> <p>(自然由来又は水面埋立てに用いられた土砂由来の該当性) <u>土地の土壌の特定有害物質による汚染が専ら自然又は専ら土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして環境省令で定める要件に該当する土地</u>(法第12条第1項イ)</p> <p>(人の健康に係る被害がないことの該当性) <u>人の健康に係る被害が生ずるおそれがないものとして環境省令で定める要件に該当する土地</u>(法第12条第1項ロ)</p>	<p><区域指定時></p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針に係る基準 ・基準に適合する旨の都道府県知事の確認に係る手続 ・臨海部特例区域に係る台帳記載事項<方針の変更等に係る手続> ・方針の変更、廃止、取消しの手続(施行規則) <ul style="list-style-type: none"> ・臨海部特例区域の申請のための調査の方法 ・専ら自然又は専ら土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来する土地の要件(施行規則) <ul style="list-style-type: none"> ・人の健康に係る被害が生ずるおそれがない土地の要件(施行規則)
方針に基づき行った土地の形質の変更の事後届出	<p>・上記の土地の形質の変更をした者は、環境省令で定めるところにより、<u>環境省令で定める期間ごとに、当該期間中において行った当該土地の形質の種類、場所、その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出ることとする</u>(法第12条第4項)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・形質変更の事後届出に係る手続、期間及び記載事項(施行規則)

3. 臨海部特例区域における土地の形質変更の取扱い(案)

3.1 臨海部特例区域に係る手続の流れ

○形質変更時要届出区域において、形質変更の事前届出の例外を希望する土地所有者等(所有者、管理者又は占有者)は施行及び管理に係る方針の確認を都道府県知事へ申請し、都道府県知事の確認を受けることとする。方針の確認を受けた後は、当該区域内で行われる土地の形質の変更(通常管理行為、軽易な行為*1を除く。)のうち、施行及び管理に関する方針に基づく土地の形質の変更については事前届出の例外とし、1年ごとの事後届出を認める。

○方針の確認を受けた土地は、形質変更時要届出区域台帳において、その旨を明示(臨海部特例区域)して記載する。



< *1 通常管理行為、軽易な行為について(施行規則第50条第1項第1号) >

次のいずれにも該当しない行為とする
汚染の除去等の措置を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること
土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積の合計が10㎡以上であり、かつ、その深さが50cm以上(地表から一定深さまで帯水層がない旨の都道府県知事の確認を受けた場合、当該帯水層の深さより1m浅い深さ以上であること)であること
土地の形質の変更であって、その深さが3m以上であること

3.2 臨海部特例区域の要件

<臨海部特例区域の要件①(土地の要件)>

- 臨海部特例区域は、
 - イ 土地の土壌の特定有害物質による汚染が専ら自然由来又は専ら土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来すること
 - ロ 人の健康に係る被害が生ずるおそれがないことを満たしている区域とする。

<「専ら自然由来」又は「専ら土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来」の要件>

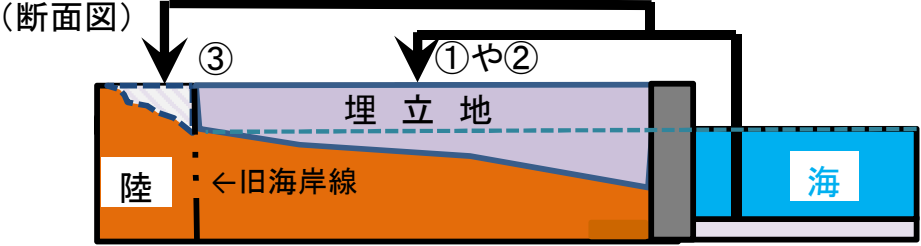
(汚染が専ら自然由来の場合) 以下のいずれの要件も満たしていること	(汚染が専ら水面埋立てに用いられた土砂由来の場合) 以下のいずれの要件も満たしていること
人為的原因による土壌汚染が判明している土地ではないこと	土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂*に由来する土壌汚染であること
第二溶出量基準に適合していること	廃棄物が埋め立てられている場所でないこと
特定有害物質の種類が第二種特定有害物質（シアン化合物を除く）であること	人為的原因による土壌汚染が判明している土地ではないこと
土壌汚染が地質的に同質な状態で広がっていること	人為的原因に由来する土壌汚染のおそれが「ない」若しくは「少ない」であること、又は、試料採取等を実施した場合にあっては、調査の結果、人為的原因に由来する汚染が確認されていないこと
人為的原因及び埋立材に由来する土壌汚染のおそれが「ない」若しくは「少ない」であること、又は、試料採取等を実施した場合にあっては、調査の結果、人為的原因及び埋立材に由来する汚染が確認されていないこと	

- * 水面埋立てに用いられた土砂とは次を指す
- ① 公有水面埋立法施行以降に、同法に基づき埋め立てられた土地の土砂
 - ② 公有水面埋立法施行以前に埋め立てられた土地であって、水面の埋立て又は干拓により造成された土地であることが明らかである土地の土砂
 - ③ ①及び②の埋立事業により埋め立てられた土地と隣接し、同一の埋立事業又は計画に基づき、土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂と同じ土砂を用いて造成した土地の土砂

<人の健康に係る被害が生ずるおそれがないことの要件>

以下のいずれの要件も満たしていること

都市計画法第8条第1号の工業専用地域（ただし、港湾法第2条第4項の臨港地区で分区が指定された土地のうち、用途規制が条例により緩和されている土地を除く。）又は工業専用地域と同等の用途規制が条例により行われている港湾法第39条第3号の工業港区（以下「工業専用地域等」という。）であること
地下水の主流向の下流側の方向に海域まで工業専用地域等以外の地域が存在しないこと



- : 水面埋立てに用いられた土砂(①、②)
- ▨ : ①及び②の埋立事業と隣接し、同一の埋立事業等に基づき、土地の造成に係る水面埋立てに用いられたものと同じ土砂により造成された土地の土砂(③)

3. 2 臨海部特例区域の要件

<臨海部特例区域の要件② 土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針の策定>

○土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針は、施行方法に関する方針と管理方法に関する方針からなる。

(1)土地の形質の変更の施行方法に関する方針

施行に関する部分には、以下のことが定められている必要がある。

- ・対象地が、**汚染原因及び人為由来の汚染のおそれに応じて区分け**されていること。
- ・土地の形質の変更の施行方法については、事前届出の際に求められる方法と同様とし、**上記区分けに応じて定められた方法(下表)で実施すること***1,2。

* 1 施行方法については、下表の基準に定められる施行方法よりも厳しい方法で実施することも可能とする。

* 2 区分けを一部省略することも可能とする。ただし、省略した範囲は、当該範囲内で求められる最も厳しい施行方法で実施することが必要である。

<土地の状況に応じた施行方法>

自然由来又は水面埋立てに用いられた土砂由来の汚染		人為由来の汚染のおそれ	形質の変更の施行方法
自然由来の汚染のある土地		ない	自然由来特例区域の施行方法
		少ない	一般管理区域の施行方法
埋立地であり、水面埋立てに用いられた土砂由来の汚染のある土地	公有水面埋立法による土地 (昭和52年3月15日以降に埋め立てが開始され、かつ、土壌の汚染状態が第二溶出量基準に適合するもの*3)	ない	埋立地特例区域の施行方法
	公有水面埋立法による土地 (昭和52年3月15日より前に埋め立てが開始されたもの)	少ない	埋立地管理区域の施行方法
		ない	埋立地管理区域の施行方法
	公有水面埋立法に基づかない土地 (公有水面埋立法施行(大正10年)より前に埋め立てられた土地等)	少ない	埋立地管理区域の施行方法
		—	一般管理区域の施行方法

* 3 1. (5) の議論を踏まえ、昭和52年3月15日より前に公有水面埋立法による公有水面の埋立又は干拓の事業により造成が開始された土地のうち、一定の要件(P19参照)を満たしたものも含む。

【参考】<形質変更時要届出区域の種類と施行方法(*は次回以降の土壌制度小委員会で検討。)>

形質変更時要届出区域の種類	指定の要件	施行方法の基準(帯水層に接する場合)
自然由来特例区域	汚染が自然的原因にのみ由来するものと認められる区域	汚染土壌の飛散流出の防止
埋立地特例区域	公有水面埋立法に基づき埋め立てられた土地(昭和52年3月15日以降*)であり、汚染が埋立材にのみ由来するものと認められる区域	汚染土壌の飛散流出の防止
埋立地管理区域	①公有水面埋立法に基づく埋立て又は干拓により造成された土地であり、かつ、都市計画法に規定する工業専用地域内にある土地 ②公有水面埋立法に基づく埋立て又は干拓により造成された土地であり、①と同等以上に将来にわたって地下水が飲用に供されない可能性が高いと認められる区域	汚染土壌の飛散流出の防止、かつ地下水質の監視又は地下水位の管理
一般管理区域	上記の区域に該当しない区域	汚染土壌の飛散流出の防止、かつ地下水質の監視及び地下水位の管理*

3. 2 臨海部特例区域の要件

(2) 土地の形質の変更の管理方法に関する方針

土地の管理方法について、記録及び保管方法、人為的原因又は原因不明な汚染が確認されたことに係る対応及びその他都道府県知事が必要と認める事項が方針に定められていることとする。

1) 記録及び保管

○土地の形質の変更*、土壌の区域内移動、区域外からの搬入及び区域外への搬出について、必要な内容について記録をし、その記録を5年間保存することが定められていること(表1)。

*記録の対象となる行為はすべての土地の形質の変更とする。ただし、事後届出の対象外となる通常の管理行為、軽易な行為については記録の対象としないことも可能とする。土地所有者等と土地の形質の変更を行う者が異なる場合は、土地の形質の変更を行う者に記録させることが定められている必要があり、記録は土地所有者等が保存する。

2) 人為的原因又は原因不明な汚染が確認されたことに係る対応

- ①人為的原因又は原因不明な汚染が確認された場合、都道府県知事への連絡及び方針等を変更して届出を行うことが定められていること(表2)
- ②汚染の拡散が生じた場合、以下の事項を届け出ることのほか、対応方法及び連絡体制が適切に定められていること(表3)

3) その他都道府県知事との協議により必要とされた事項

地下水モニタリング等、都道府県知事との協議により必要とされた事項がある場合、記載する。

<表1 記録及び保管すべき内容>

土地の形質の変更の場所
土地の形質の変更を行う土地における土壌の特定有害物質による汚染の状態
土地の形質の変更の種類
土地の形質の変更の着手日及び完了日(完了予定日)
土地の形質の変更の面積及び深さ
土地の形質の変更における汚染の拡散の有無及び有りの場合の対応
指定区域内における及び区域外への土壌の移動の有無、土壌の移動がある場合にあつては移動量及び移動先
地下水の水質の監視を実施した場合は結果の記録
汚染の拡散等が生じた場合、実施した対応方法等

<表2 汚染が確認された場合の都道府県知事へ連絡・届出すべき事項>

土地の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
形質変更時要届出区域のうち汚染が確認された場所(図面)
施行及び管理に関する方針について汚染が確認された土地が除外され、都道府県知事に報告されること

<表3 汚染の拡散が生じた場合の都道府県知事へ連絡等すべき事項>

土地の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
形質変更時要届出区域のうち汚染の拡散が生じた場所(図面)
生じた汚染拡散への対応措置

3.3 臨海部特例区域の方針の確認申請の際に記載する事項等

<臨海部特例区域の方針の確認申請の際に記載する事項>

○土地所有者等が都道府県知事に対して次の事項を記載した様式により申請する。

- 1) 申請を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2) 方針の確認を受ける形質変更時要届出区域の所在地(添付資料:申請の対象となる範囲を表した図面)
- 3) 申請する土地の範囲に申請者以外の土地所有者等(例:土地が共有物である場合の申請者以外の共有者)が存在する場合は、申請者以外の土地所有者等全員の合意書
- 4) 申請者が複数存在する場合は、土地の形質の変更に係る管理の実施体制を明らかにした書類

○上記の様式に併せて施行及び管理に関する方針を提出する。同方針には下記(表1)の書類、図面を添付する。

<表1 施行及び管理に関する方針に添付が必要な資料>

- ・土地の要件について
 - 申請に係る土地が法12条第1項第1号イ及びロへ適合することを示す書類
 - イ 専ら自然由来又は専ら水面埋立てに用いられた土砂由来の汚染がある形質変更時要届出区域であること
 - ロ 臨海部の工業専用地域等で人の健康に係る被害が生ずるおそれがない土地であること
- ・形質変更の施行方法に係る方針について
 - 申請に係る形質変更時要届出区域内の土地を汚染に応じて区分した図面
 - 土地の汚染の状態に応じたそれぞれの土地の範囲における土地の形質の変更の施行方法を示す書類
- ・管理に係る方針について
 - 記録及び保存方法が記載された書類
 - 指定物質以外の人為的原因による汚染が確認された場合の都道府県知事への連絡
 - 実施した施行の内容の記録及び保存方法が示された書類
 - 汚染の拡散が生じた場合の対応方法を示した書類及び連絡体制表
 - その他、自主的に取り組むことを記載した書類、都道府県知事との合意事項を示した書類

3.4 臨海部特例区域に係る台帳記載事項

- 臨海部特例区域に該当することが認められた場合、現行の記載事項(添付書類)に加えて、以下の事項を記載(添付)する。
- ・臨海部特例区域の範囲
 - ・臨海部特例区域における土地の形質の変更の施行及び管理の方針

3.5 臨海部特例区域における形質変更の事後届出に係る手続と届出事項等

<臨海部特例区域における形質変更の事後届出に係る手続等>

○土地の形質の変更をした者は、1年間ごとに(年1回)、都道府県知事に届け出る。

*区域外へ搬出する場合は、現行の形質変更時要届出区域と同様、汚染土壌処理施設へ搬出する場合は、法第16条に基づく届出を行う。また、汚染土壌処理施設以外へ搬出する場合には認定調査を行う。

○届出事項として、1年間における土地の形質の変更(通常管理行為、軽易な行為を除く。)について、一覧表にしたもの及び以下の図面を提出する。

- ・土地の形質の変更及び土壌の移動を行った場所及びその汚染状態を明らかにした図面

<形質の変更に係る一覧表の記載例>

記載事項	土地の形質の変更の種類	土地の形質の変更の着手日及び完了日	土地の形質の変更の位置、面積及び深さ	土地の形質の変更に おける施行方法の種類	土地の形質の変更における汚染の 拡散を報告した日とその内容
①	△施設増設に伴う 基礎構造物構築のための 掘削工：オープン掘削	2017/4/1～2017/5/31	・位置：添付資料○ ・面積：○m ² ・最大掘削深度：○m	飛散流出の防止 (自然由来特例区域の方法)	汚染の拡散なし
②	△護岸近傍地盤の 液状化対策のための 地盤改良工：SCP	2017/7/1～2017/9/30	・位置：添付資料○ ・面積：○m ² ・最大改良深度：○m	飛散流出の防止 かつ地下水質を監視 (埋立地管理区域の方法)	汚染の拡散なし

※一覧表に加えて、「土地の形質の変更及び土壌の移動を行った場所及びその汚染状態を明らかにした図面」を提出することとする。

3. 6 臨海部特例区域の方針の変更等に係る手続

<臨海部特例区域の方針の変更>

○土地所有者等は、土地の施行及び管理に関する方針について、確認を受けた内容を変更(土地の範囲の拡大、土地の汚染状態の変化を反映した施行方針の変更等)しようとする場合は、あらかじめ、都道府県知事に対して方針の変更内容を届け出て都道府県知事の確認を受ける。なお、土地所有者等の変更等、土地の形質の変更に係る施行方法の変更を伴わない事項については、変更後に遅滞なく、届け出ることとする。

<臨海部特例区域の方針の廃止>

○土地の所有者等は、他の形質変更時要届出区域への変更を希望する場合は、臨海部特例区域の方針の廃止の届出を行う。その場合、臨海部特例区域の適用をやめる区域における施行及び管理の実績(土地の形質変更の記録、土壌の移動の記録)を提出しなければならない。

○都道府県知事は、上記の提出書類により、臨海部特例区域の適用をやめる区域について、確認できた汚染状態に応じ、自然由来特例区域、埋立地特例区域、埋立地管理区域又は一般管理区域に変更する。

<施行方法及び管理に関する方針の確認の取り消し>

○都道府県知事は、確認を受けた方針に反する行為が行われ、かつ、形質の変更の事前届出が行われていないと認めるとき、又は確認の前提となる要件(法第12条第1項第1号イ及びロ)を欠くに至ったときは、当該確認を取り消すことができる。

<区域指定の解除について>

○追完調査等を行い全ての調査対象物質への基準適合が確認された場合、形質変更時要届出区域の指定が解除される。

※施行に関する方針の策定時に臨海部特例区域内の土地の状況の区分けを一部省略した場合や記録の内容が不十分な場合は、当該範囲内で最も高い汚染状態であると評価する。

3.7 臨海部特例区域の申請のための調査の方法

○臨海部特例区域に係る方針の確認申請は、原則、既に形質変更時要届出区域(自然由来特例区域又は埋立地特例区域)に指定されている土地について行う。なお、現在区域指定されていない土地においても、土壤汚染状況調査*1を実施し、法第14条に基づく指定の申請とともに、土地の形質の変更に係る施行及び管理の方針の確認の申請のための手続を行うことができる。

*1 土壤汚染状況調査結果として以下の結果を届け出る。

- (1) 当該土地の土壤汚染が自然由来又は水面埋立材によるものと判断できる自然由来特例調査*2又は埋立地特例調査*3の結果
- (2) 調査対象地の土壤汚染のおそれを把握した結果、人為的原因による汚染のおそれがない又は少ないと認められる土地であることを示す調査結果、又は試料採取を実施した場合、人為的原因による汚染がないことを示す調査結果

*2 自然由来特例調査は、既存資料から、自然的原因により土壤の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合することを示す資料があれば、試料採取等を実施しなくてもよい。既存資料がない場合は1地点以上ボーリング調査を行い、土壤の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合することを示す調査結果が必要である。

*3 埋立地特例調査の結果として、当該土地が埋立地であることを示す地歴調査結果があれば、試料採取等を実施しなくてもよい。

1. (5) 昭和52年3月15日より前に埋め立てられた
埋立地の取扱い

1. 制度の背景・必要性・方向性(今後の土壌汚染対策の在り方について(第1次答申))

＜必要性＞

- 埋立地特例区域に指定されるための要件は、①昭和52年3月15日以降に公有水面埋立法により埋め立てられた埋立地であること、②汚染原因が専ら埋立材由来であること、③廃棄物が埋め立てられている場所でないこと、④第二溶出量基準に適合していることとなっている。
- 一方で、昭和52年より前の埋立地であっても専ら埋立材由来である基準不適合の土地が存在しているとの指摘がある。

＜方向性＞

- 昭和52年3月15日より前に公有水面埋立法により埋め立てられた埋立地であっても、土壌汚染状況調査において、①汚染原因が専ら埋立材由来であり、②埋立地特例調査により第二種特定有害物質(シアン化合物を除く)については第二溶出量基準適合であり(第一種特定有害物質、第三種特定有害物質及びシアン化合物については基準適合)、③地歴調査により廃棄物が埋め立てられている場所でないことが確認された場合、埋立地特例区域に指定できるようにすべきである。
- 併せて、埋立地管理区域又は一般管理区域について、土壌汚染状況調査の結果、上記条件を満たす場合は、埋立地特例区域に変更することを認めるべきである。

2. 新制度の仕組みと新たに定めるべき事項

	新たに定めるべき事項
昭和52年3月15日より前の埋立地についての埋立地特例区域の要件	・埋立地特例区域の指定要件の詳細
埋立地特例調査の調査方法	・埋立地特例調査における試料採取頻度について ・埋立地特例調査時の調査対象深度範囲について

3-1. 埋立地特例区域の要件(案)

○埋立地特例区域に指定されるための要件*¹は、形質変更時要届出区域であること及び汚染状態が以下の要件を満たす土地であることとする。

- ①公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地であること、
- ②汚染原因が土地の造成に係る水面埋め立てに用いられた土砂に由来すること、
- ③廃棄物が埋め立てられている場所でないこと*²、
- ④第二溶出量基準に適合していること(ただし昭和52年3月15日より前に公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地については、更に、第一種特定有害物質、第三種特定有害物質及びシアン化合物については土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合していること)、
- ⑤人為的原因に由来するおそれがないこと、又は試料採取等を実施した場合にあっては、調査の結果、汚染が確認されていないこと

* 1 既に一般管理区域、埋立地管理区域に指定されている土地についても、土地所有者等から埋立地特例区域の指定の要件を満たすことが確認できる資料が提出された場合は、都道府県知事は台帳記載事項を修正し、埋立地特例区域への変更を認める。

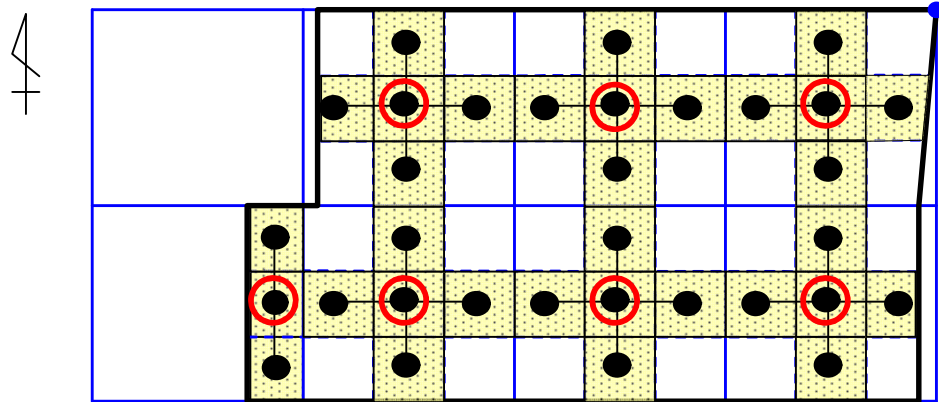
* 2 廃棄物が埋め立てられていないことの確認にあたっては、以下の確認を行う。

- ・地歴調査において、廃棄物処理法の水面埋立地並びに指定区域の指定の状況の確認、地方公共団体への聴取等により、廃棄物が埋め立てられた履歴が確認されないこと。
- ・更に、昭和52年3月15日より前に造成が開始された公有水面埋立地については、汚染濃度の確認時に実施するボーリング調査の際に、廃棄物が埋め立てられていないことが確認されること。

3-2. 埋立地特例調査の方法(案)

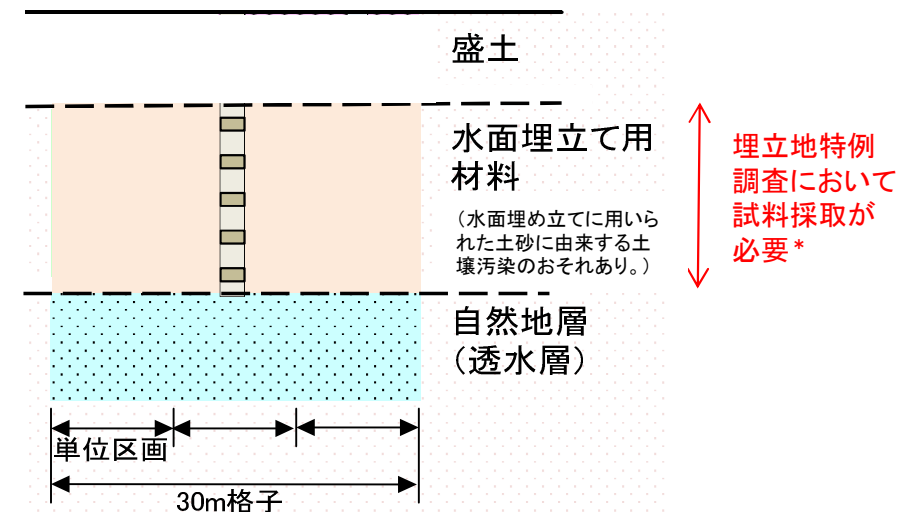
- 全ての特定有害物質の試料採取地点については、30メートル格子の中心とする。
- 地歴調査時に水面埋立てによる埋立範囲の上端、下端が判断できる場合は、当該範囲の汚染土壤のみを試料採取等の対象とすることができる。なお、人為的原因による汚染がある場合には、埋立地特例調査に加えて、通常の調査を実施する。

第2種・第3種特定有害物質



- : 現行の試料採取地点
- : 見直し後に試料採取等を行う地点

- : 試料採取等区画
- : 30m格子
- : 単位区画
- : 起点



* 試料採取等調査に当たっては、原則全ての特定有害物質(26物質) に対して調査を行うこととする。ただし、地歴調査で把握した情報により、汚染のおそれがない物質が確認された場合は、当該物質について調査不要とする。

2. (2)② 一の土壤汚染状況調査結果に基づき区域指定された要措置区域等における飛び地間の土壤の移動の取扱い

1. 制度の背景・必要性(今後の土壌汚染対策の在り方について(第1次答申))>

<必要性>
 ○一つの事業場の土地や一連の開発行為が行われる土地であっても飛び地になって区域指定されている区画間の土壌の移動は認められていない。このことは迅速なオンサイトでの処理の妨げや工事の支障となり、掘削除去による処理施設への搬出を増加させる要因となる可能性がある。

<方向性>
 ○一つの事業場の土地や一連の開発行為が行われる土地において、同一契機で行われた調査の対象地内であれば、飛び地になって区域指定された区画間の土壌の移動を可能とすべき。
 ○飛び地間の移動であっても、汚染土壌の運搬時には運搬基準が遵守されるべきである。
 ○要措置区域においては汚染除去等計画(第一次答申では「措置実施計画」と記載)の中で、形質変更時要届出区域においては土地の形質の変更の届出の中で飛び地間移動がある旨について明らかにすべき。

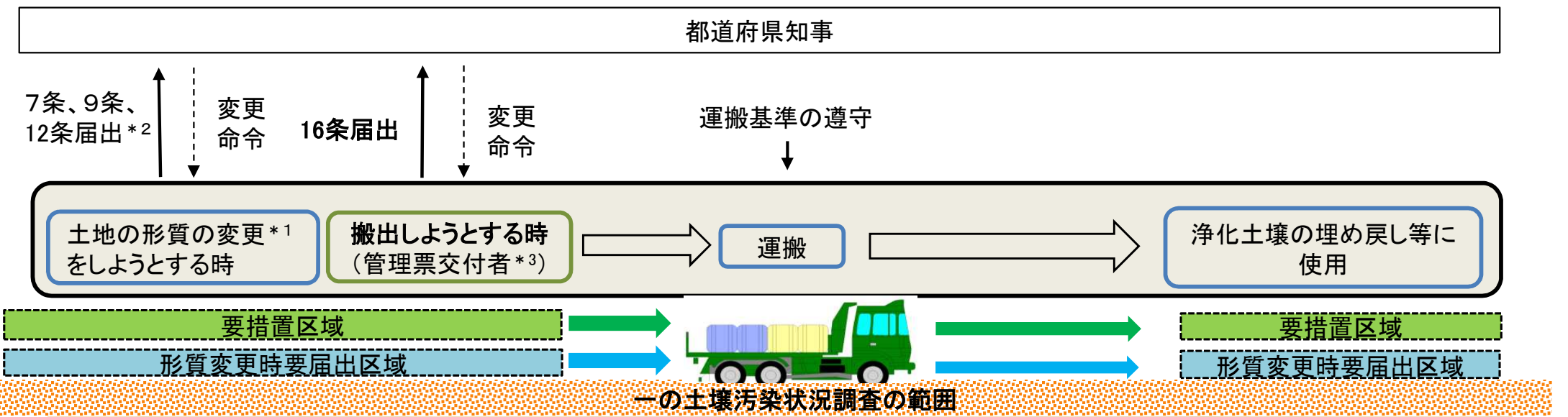
2. 新制度の仕組みと新たに定めるべき事項

改正法の内容	新たに定めるべき事項
<p>一の要措置区域等から搬出を行う際に都道府県知事への届出を行い、一の土壌汚染状況調査結果に基づき指定された要措置区域等の間において、一の要措置区域から搬出された土壌を他の要措置区域内の土地の形質の変更に、又は一の形質変更時要届出区域から搬出された土壌を他の形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場合、当該土壌汚染の処理を汚染土壌処理業者に委託しなくてもよい。(法第16条、第18条)。</p>	<p>要措置区域等から土壌を搬出する際の届出事項 (施行規則)</p>

3. 飛び地間の移動(案)

3.1 手続きの流れ

- 要措置区域等から土壌を搬出しようとする者は、搬出届出(法第16条届出)を行い、都道府県知事は、**搬出先が一の土壤汚染状況調査結果に基づく要措置区域等であることを確認***する。
 - *ただし、都道府県知事は搬出先が一の土壤汚染状況調査結果に基づく要措置区域から要措置区域、形質変更時要届出区域から形質変更時要届出区域でない場合は、飛び地間移動ではなく汚染土壌処理業者に委託するよう計画を変更する命令を、届出を受けた日から14日以内に限り発出できる。
- 土壌使用者は受入側の要措置区域等で汚染土壌を使用*した土地の形質変更を60日以内で行い、土地の形質変更をしたときは**管理票の写しを一定期間内に管理票交付者及び運搬者に送付する。**
 - *遮水工封じ込めや不溶化埋戻し、浄化土壌の埋戻し等の土地の形質の変更を使用することをいう。



* 1 指示措置等として行う行為又は指示措置等と一体として行われる行為を含む。
 * 2 要措置区域内において土地の形質の変更の例外として都道府県知事の確認を受ける場合又は形質変更時要届出区域内において土地の形質変更の届出を行う場合は、飛び地間移動がある旨がわかる図面を提出する。7条の取扱いについては、次回以降の土壤制度小委員会にて、汚染除去等計画の中で検討。
 * 3 搬出しようとする者が運搬者又は使用者と異なる場合は管理票(飛び地間移動に対応した様式とする。)を交付する。運搬は30日以内、使用は60日以内に完了し、その後10日以内に管理票の写しを管理票交付者に送付する。

3.2 要件

○一の土壤汚染状況調査結果*に基づき指定された要措置区域等の間において、一の要措置区域から搬出された土壌を他の要措置区域内の土地の形質の変更に、又は一の形質変更時要届出区域から搬出された土壌を他の形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させるために搬出を行うこと(法律で規定済)。

*一の土壤汚染状況調査結果とは、調査契機の種類(3条、4条、5条、14条)にかかわらず、同一の調査契機で対象となった敷地の調査結果とする。

3.3 届出が必要な事項等

○搬出届出には、通常の搬出届出に必要な届出事項に加え、一の土壤汚染状況調査結果に基づき指定された区域であることを示す書類、搬出元及び搬出先の区域内において土地の形質の変更に使用する場所を明らかにした図面、搬出先での土地の形質の変更の使用の完了予定日を記載又は添付*する。

*変更時や非常災害時に届出する事項や書類等についても同様とする。

2. (3) 自然由来・埋立材由来基準不適合土壌の取扱い

1. 制度の背景・必要性(今後の土壌汚染対策の在り方について(第1次答申))

<必要性>

- 自然由来又は埋立材由来基準不適合土壌は、濃度が比較的低くかつ地質的に同質な状態で広く存在しているものの、人為由来と同様に汚染土壌処理施設での処理が義務付けられている。なお、オランダやドイツでは、自然由来を含めた低汚染土壌は原則として資源として取り扱われ再利用されている。
- 自然由来基準不適合土壌は、地質的に同質な状態で広がっているが、近隣の同様の自然由来特例区域への搬出も制限されており、活用が難しいだけでなく、近隣での仮置きができず、工事の利便性が悪い。
- また、路盤、堤体等を利用して設ける埋立処理施設の許可を受けて、盛土構造物として現場の活用(処理)をすることも可能であるが、許可施設がなく活用が進んでいない。
- さらに、管理型処分場については汚染土壌の埋立処理施設の許可を取得することが可能であり、水面埋立についても、管理型処分場において許可を取得した上で活用(処理)している事例があるが、管理型処分場以外の海洋汚染防止法に基づく判定基準を満たす浚渫土砂等の受入れが可能な場所での水面埋立への活用がなされていない。

<方向性>

- 自然由来特例区域及び埋立地特例区域から発生する基準不適合土壌は、特定有害物質の濃度が低く、特定の地層や同一港湾内に分布していると考えられることを踏まえ、適正な管理の下での資源の有効利用としての観点から、
 - ア 自然由来特例区域間(地質的に同質である範囲内)及び埋立地特例区域間(同一港湾内)の土壌の搬出等を届出の上、可能とする。
 - イ 同一事業や現場内の盛土構造物(埋立処理施設)による処理を業として行う場合の許可については、自然由来・埋立材由来の基準不適合土壌に適応した施設の構造要件等を設ける。
 - ウ 区域外の一定の条件を満たした工事での活用及び水面埋立利用を確認の上、可能とする。
- 活用を行うに当たっては、受入側土地所有者等が受け入れる土壌の汚染状況を確認するとともに、人の健康への影響が生じない活用方法及び管理方法を決めた上で、都道府県等が事前に確認した上で行い、搬入や管理方法に問題があれば是正する仕組みとすべきである。また、粘性土や高含水率土壌は粒度調整等のため改質しての活用が一般的に行われることについて留意し、活用方法等の技術的事項の検討に当たっては、帯水層からの距離や特定有害物質の土壌への吸着特性等についても考慮すべきである。
- 受入れが行われた場所について、調査を行った上で、必要があれば形質変更時要届出区域に指定するなど、受入れが行われた場所で土地の形質の変更が行われ土壌が再度搬出される場合について、必要に応じて管理が行われるようにすべきである。

2. 新制度の仕組みと新たに定めるべき事項

	改正法の内容	新たに定めるべき事項
<p>自然由来等形質変更時 要届出区域間の移動</p>	<p><u>基準不適合が自然由来等による土壌を搬出する場合は、処理施設での処理に限定せず、都道府県知事へ届出を行い、運搬方法や搬出先等について、汚染の拡散がないことの確認を受けた上で、汚染状態が同様であり、かつ地質が同じである自然由来等土壌がある他の指定区域への移動(区域間の土壌の移動)も可能とする(法第16条、法第18条)。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>区域間の土壌の移動における区域外への自然由来等土壌の搬出の届出事項</u> ・<u>土壌の汚染の状況が同じであるとする基準</u> ・<u>土地の地質が同じであるとする基準</u> ・<u>汚染が専ら自然由来または埋立材由来の要件</u> (施行規則)
<p>水面埋立、構造物利用</p>	<p>(自然由来等土壌を水面埋立、構造物利用する場合については、法第22条の許可を受けて実施する必要がある。)*</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>自然由来等土壌による水面埋立や構造物利用に対応した許可基準や処理基準</u> ・<u>廃止等における措置の内容</u> (処理業省令)
<p>協議</p>	<p><u>国又は地方公共団体が行う水面埋立や構造物への自然由来等土壌の活用について、都道府県知事との協議の成立により、処理業の許可を得たものとみなす特例を定める(法第27条の5)。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>必要な技術的読み替えを規定。</u> (政令)

* 現行の規定で対応

3. 自然由来等形質変更要届出区域間の移動(案)

3.1 自然由来等形質変更時要届出区域間の移動に向けた手続きの流れ

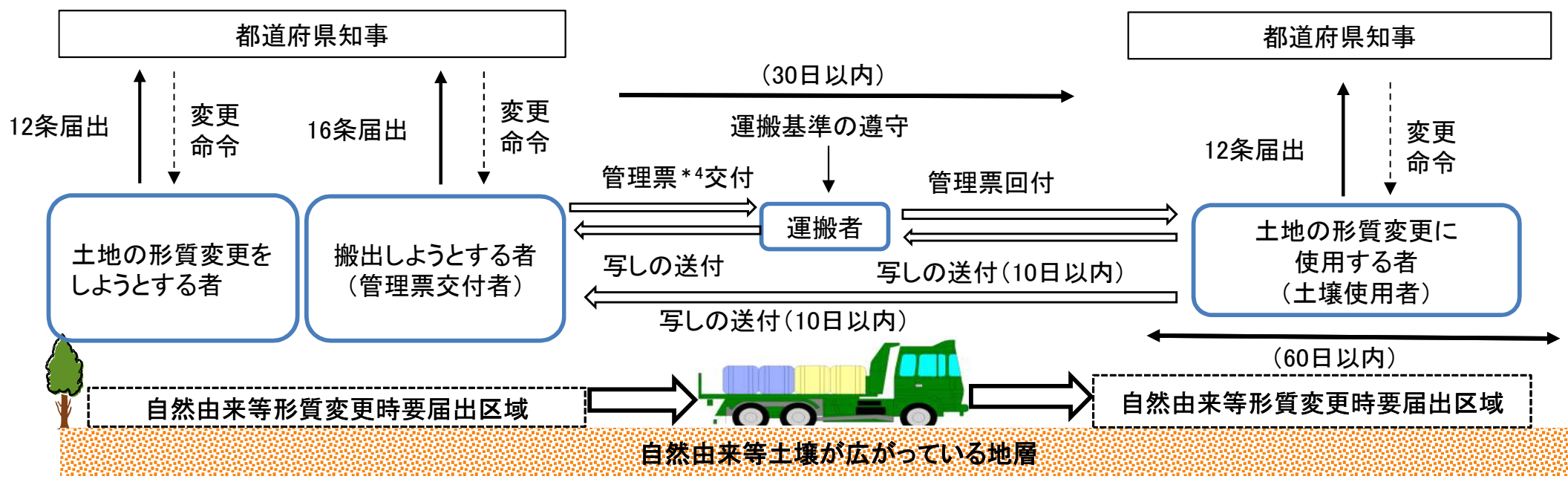
(搬出側)

○自然由来等形質変更時要届出区域から自然由来等土壌*¹を搬出しようとする者は、搬出届出(16条届出)を行い、都道府県知事は、搬出先が汚染状態や地質が同じ自然由来等形質変更時要届出区域であることを確認*²する。

(受入側)

○自然由来等形質変更時要届出区域で自然由来等土壌を使用*³しようとする者は全て、土地の形質変更届出(12条届出)を行う。また、自然由来等土壌を使用した土地の形質変更は60日以内で行い、終了したときは、管理票の写しを管理票交付者及び運搬者に送付する。

- *1 自然由来等土壌とは、自然由来等形質変更時要届出区域内の土壌をいう。
- *2 都道府県知事は、受入側と搬出側の汚染状態や地質が同じでない場合は、区域間移動ではなく、汚染土壌処理業者に委託するよう計画の変更命令を届出を受けた日から14日以内に限り発出。
- *3 地盤の嵩上げ等の土地の形質変更を使用することをいう。



*4 区域間移動に対応した管理票様式とする。

3. 2 自然由来等形質変更時要届出区域間の移動の要件

<区域間の移動が可能な汚染土壌の要件>

- 区域間の移動が可能な汚染土壌の要件は、汚染が専ら自然由来又は土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来する自然由来等形質変更時要届出区域内の土壌である。
- 自然由来等形質変更時要届出区域のうち、
 - ・汚染が専ら自然に由来するものは、汚染が第二種特定有害物質(シアンを除く)のみであり、かつ第二溶出量基準に適合していること、土壌汚染が地質的に同質な状態で広がっている等の要件(表1)、
 - ・汚染が専ら埋立材に由来するものは、公有水面埋立法による公有水面の埋立又は干拓の事業により造成された土地であること、廃棄物が埋め立てられている場所でないこと、第二溶出量基準に適合していること等の要件(表2)を満たしている区域とする。

<自然由来等形質変更時要届出区域の要件>

(表1 汚染が専ら自然由来の区域の要件)

第二溶出量基準に適合していること
特定有害物質の種類が第二種特定有害物質(シアンを除く)であること
土壌汚染が地質的に同質な状態で広がっていること
人為的原因及び埋立材に由来する汚染のおそれがないこと又は試料採取を実施した場合にあっては、調査の結果、人為的原因及び埋立材に由来する汚染が確認されていないこと

(表2 汚染が専ら埋立材由来の区域の要件)

公有水面埋立法による公有水面の埋立又は干拓の事業により造成された土地であること
汚染の原因が土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来すること
廃棄物が埋め立てられている場所でないこと
第二溶出量基準に適合していること*
人為的原因に由来するおそれがないこと、又は試料採取等を実施した場合にあっては、調査結果の結果、人為的原因に由来する汚染が確認されていないこと

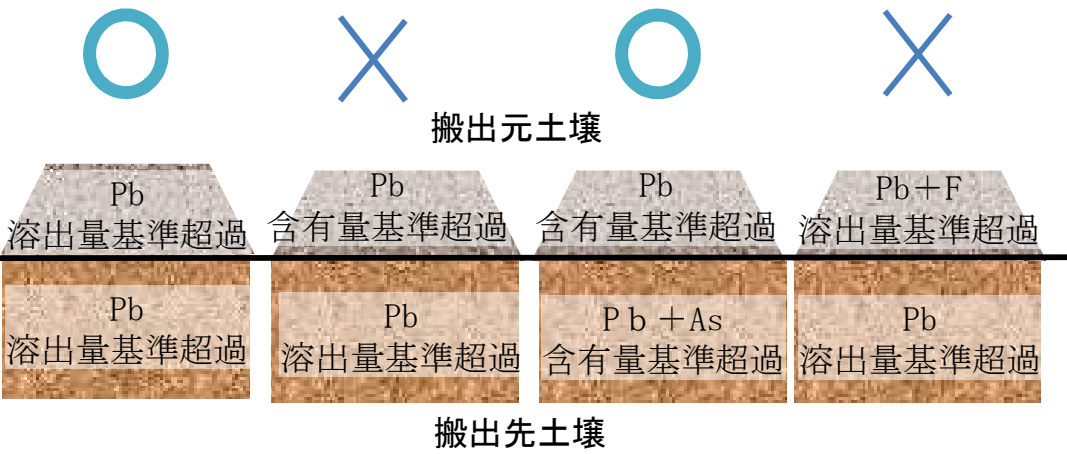
* 1. (5) の議論を踏まえて、埋立地特例区域と同様の要件として整理

※臨海部特例区域から区域間移動を行う場合についても、これらの要件を満たしていることを確認すれば可能とする。

3.2 自然由来等形質変更時要届出区域間の移動の要件

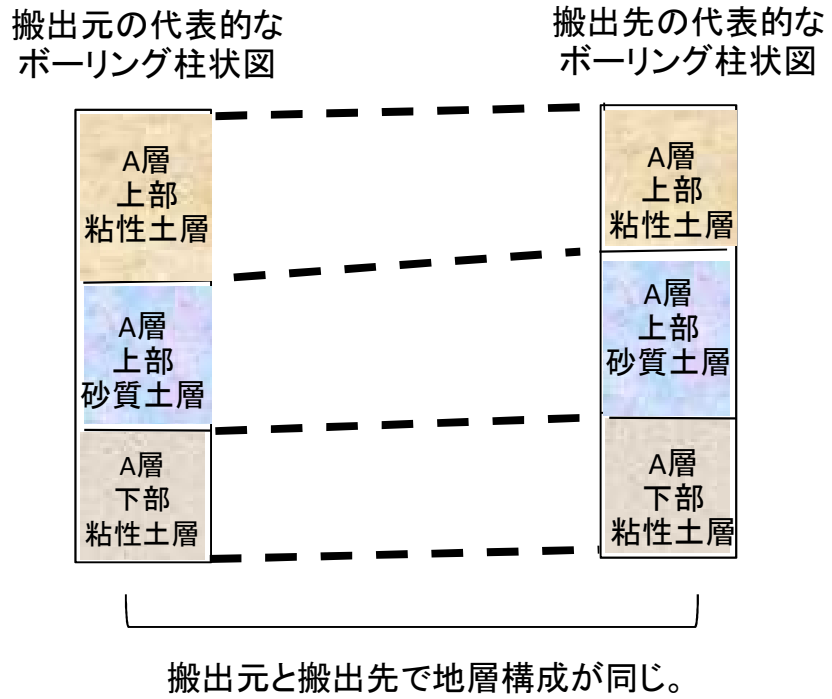
＜受入側の要件＞
 自然由来等形質変更時要届出区域であって、
 ①汚染の状況が同様である基準は、搬出先の区域指定物質の種類が搬出元の区域指定物質の全部を含む*こと
 ②土地の地質が同じである基準は、搬出元及び搬出先が自然由来等形質変更時要届出区域であり、かつ汚染が専ら自然由来の場合にあっては地層構成が同じであり、汚染が専ら埋立柱材由来の場合にあっては同一港湾内にあることとする。

＜①汚染の状況が同様である基準の考え方＞



* 特定有害物質の種類については、土壤溶出量及び土壤含有量それぞれについて判断する。

＜②土地の地質が同じである基準の考え方(自然由来の場合)＞



3.3 自然由来等形質変更時要届出区域間の移動の際に届出が必要な事項等

- 自然由来等形質変更時要届出区域間の移動の要件を踏まえて、搬出届出には、通常の搬出届出に必要な届出事項に加え、新たに自然由来等土壌を土地の形質の変更に使用することを示す書類、汚染状態が同様であることを証する書類、地層構成が同じあるいは同一港湾内にあることを証する書類、搬出時にも自然由来等形質変更時要届出区域の要件を満たしていることを証する書類等を添付する。
- 受入側の法第12条の届出には、使用する自然由来等土壌のあった土地の所在地、区域や汚染物質の種類、汚染状態等を記載する。

<搬出側(16条の搬出届出事項、添付書類等)>

新たに求める事項、添付書類、図面
搬出先での土地の形質の変更の使用の完了予定日
搬出先で自然由来等土壌を土地の形質の変更に使用することを証する書類（例えば契約書等）
搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域の場所を明らかにした図面
搬出先の土壌溶出量及び土壌含有量それぞれにかかる区域指定物質の種類が、搬出元の土壌溶出量及び土壌含有量それぞれにかかる区域指定物質の種類の一部を含むことを証する書類
搬出元及び搬出先が自然由来等形質変更時要届出区域であり、かつ汚染が専ら自然由来の場合にあっては地層構成が同じ、汚染が専ら埋立材由来の場合にあっては同一港湾であることを証する書類
搬出時にも搬出元が自然由来等形質変更時要届出区域の要件を満たしていることを証する書類

*変更時や非常災害時に届出する事項や書類等についても同様とする。

<受入側(法第12条の届出書類)>

新たに求める事項、添付書類、図面
自然由来等土壌のあった土地の所在地
自然由来等土壌のあった土地の区域の汚染由来の別
自然由来等土壌のあった土地の汚染物質の種類
自然由来等土壌のあった土地の汚染状態
土地の所有者等と土地の形質の変更をする者が異なる場合には、土地の所有者等の同意書

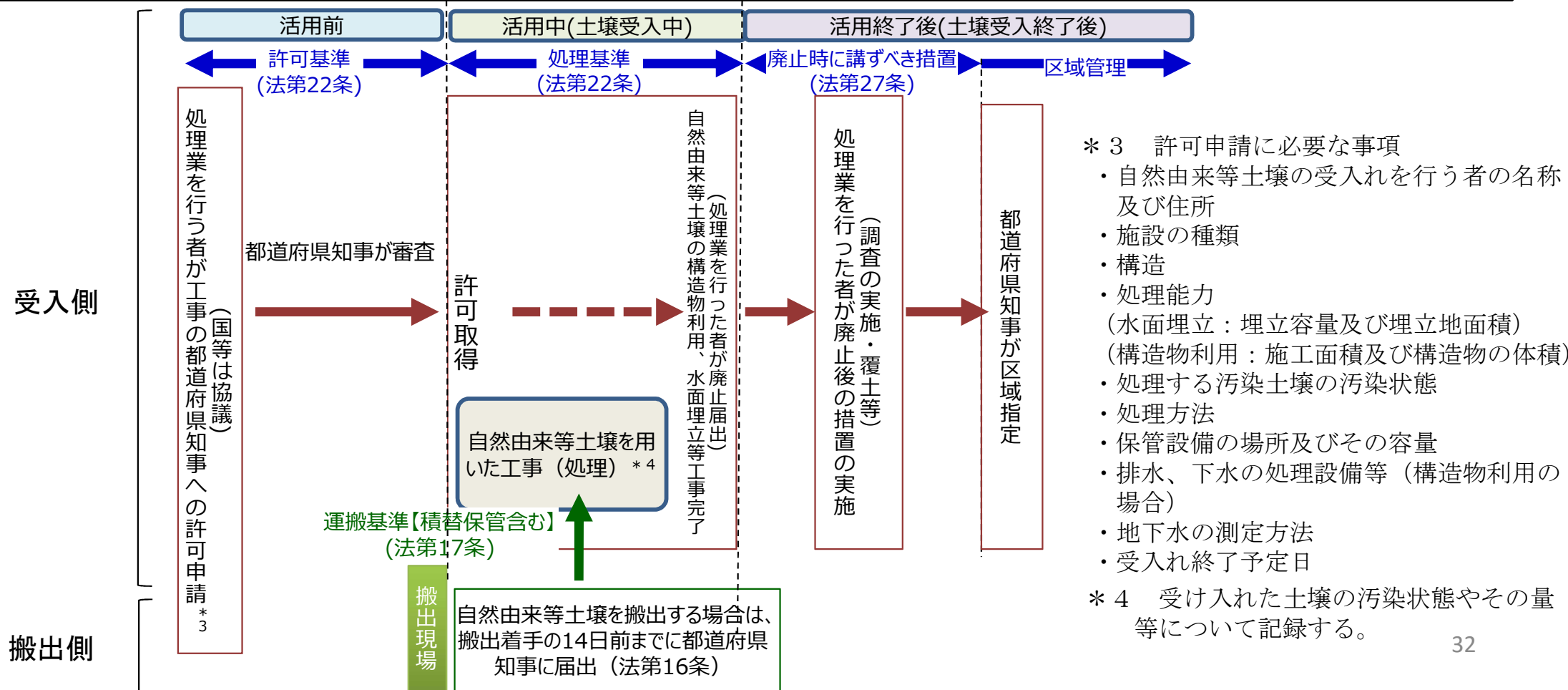
4. 自然由来等土壌に適応した処理施設の構造要件等(案)

4.1 自然由来等土壌を水面埋立、構造物利用する場合の手続きの流れ

- 自然由来等土壌を水面埋立*1、構造物利用する*2場合、自然由来等土壌の受入れを行う者があらかじめ、都道府県知事より、法第22条の処理業の許可を受ける。
- 資源の有効利用の観点から自然由来等土壌に適応した許可基準、処理基準を定める。
- 自然由来等土壌の受入れが終了した場合には、廃止時の措置として、土地の調査を行い、その結果を踏まえて区域指定する。

*1 海面埋立に限る。以下同じ。

*2 構造物への封じ込めをいう。また、自然由来等形質変更時要届出区域内の土壌の他、構造物利用に用いた自然由来等土壌(第一種、第三種及びシアン化合物に係る埋立材由来土壌を除く。)についても、使用履歴からその場所が明らかであること、地歴調査から再活用時にも自然由来等のみの汚染であることが確認できた場合は、再活用できる。



<4.2 水面埋立や構造物利用の要件>

<自然由来等土壌を水面埋立や構造物利用する際の許可基準、処理基準等>

○水面埋立の許可基準及び処理基準として、海洋汚染防止法の水底土砂判定基準に適合しない土壌を受け入れてはならないことや飛散、流出等の防止、周辺海域の水質の測定等を求める一方、地下浸透防止措置等は不要とする。

○構造物利用の許可基準及び処理基準として、飛散、流出等の防止及び周縁地下水の水質測定等を求め、また帯水層からの距離や特定有害物質の土壌への吸着特性等を考慮しつつ、新たな地下水汚染を生じさせないこととする。

○廃止時の措置として規定している覆いとして、水面埋立については50cm以上の覆土又はそれと同等以上の効果を有する方法、構造物利用については、50cm以上の覆土又は同等以上の効果を有する方法(ただし、構造物内に雨水等がたまるおそれがある場合は雨水等がたまらない方法)で実施する。

事項	水面埋立	構造物利用
許可基準	<ul style="list-style-type: none"> ・飛散、流出等の防止を行うこと ・地下浸透防止措置は不要とすること ・周辺海域の水質の測定を行うこと ・公共用水域へ排水する場合の測定及び基準遵守、下水へ排除する場合の測定及び基準遵守は不要とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・飛散、流出等の防止を行うこと ・帯水層からの距離や特定有害物質の土壌への吸着特性等を考慮しつつ、新たに地下水汚染を生じさせないように、構造物の底面と50cm以上地下水位から離す又は接しないようにすること ・周辺地下水等の水質測定等を行うこと ・処理の目的及び処理後の当該地の土地利用が適正であること
処理基準 (許可基準の要件も含め確認)	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋汚染防止法の水底土砂判定基準に適合しない土壌を受け入れてはならないこと。 ・自然由来等土壌を使用している旨を表示すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第二種特定有害物質（シアン化合物を除く）にかかる自然由来等土壌等のみ受け入れること ・第二溶出量基準に適合しない土壌を受け入れてはならないこと ・自然由来等土壌を使用している旨を表示すること。
覆い	<ul style="list-style-type: none"> ・50cm以上の覆土又はそれと同等以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・50cm以上の覆土又はそれと同等以上の効果を有する方法（ただし、構造物内に雨水等がたまるおそれがある場合は雨水等がたまらない方法）

* 許可基準として、土質改良（粒度調整、含水調整等）を行う場合は区域指定物質の土壌溶出量及び土壌含有量が増加しない、その他の物質について基準適合となる方法であることを追加し、許可申請時に土質改良の試験結果等の関連する書類を確認する。また、処理施設の処理能力や処理する土壌の汚染状態を変更する場合は、変更許可申請、土質改良の方法を変更するときは変更届出を行う。

4.3 自然由来等土壌の受入れを終了(廃止)した際の調査、区域指定等

- 水面埋立や構造物への自然由来等土壌の受入れを終了したときは、汚染土壌処理業の廃止に該当し、その敷地の土地の調査を行い、結果を都道府県知事に報告する。都道府県知事は結果を踏まえ区域指定する。
- 自然由来等土壌等を受け入れており汚染があることが前提であることを踏まえ、地歴調査の結果、自然由来等土壌等を使用していることが明らかになった部分については、自然由来等土壌の搬出元の区域指定時の汚染状態と同じであるとして評価する。それ以外の部分は通常の調査を実施する。

3. その他(指定調査機関の技術的能力等)

1. 制度の背景・必要性(今後の土壌汚染対策の在り方について(第1次答申))

<必要性>

- 指定調査機関で、技術管理者が適切に調査を指揮・監督できていないと思われる事例や業務規程が十分に機能していないと思われる事例があるとともに、指定調査機関の多くが、技術管理者や若手技術者の人員不足、育成を課題と考えている。

<方向性>

- 指定調査機関に対する行政機関による監督を適切に実施することに加え、技術管理者が地歴調査を含めた土壌汚染状況調査等の中核としての責任を果たすよう業務規程にその役割を明確に盛り込むことの義務付けなどを通じて、指定調査機関の調査体制の強化を図るべきである。

2. 新制度の仕組みと新たに定めるべき事項

<指定調査機関の技術的能力の強化(案)>

- 業務規程で定める事項に、技術管理者による土壌汚染状況調査等に従事する他の者の監督に関する事項を追加する。